

# 令和3年度多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策 定業務

## 参加者募集要項

### 第1 募集の目的

本業務は、多可町生涯学習まちづくりプラザ（以下「まちづくりプラザ」という。）及び多可町立統合中学校（以下「統合中学校」という。）の整備にあたり、機能や規模、建設計画に関する考え方等について、調査・検討し、社会教育の充実、子どもたちのよりよい教育環境の確保、効率的な施設管理等を行うための基本計画作成を目的とする。本業務の契約交渉者を公募型プロポーザル方式により特定することとし、本募集要項により参加者を募集するものである。

### 第2 委託業務の内容

- (1) 業務名 多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策定業務
- (2) 業務内容 多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策定業務仕様書（別紙1）のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和4年3月31日まで  
ただし、繰越が認められた場合は、工期を令和4年12月23日とする。
- (4) 業務の対象施設  
対象施設：まちづくりプラザ、統合中学校、中町中学校、中央公園（都市公園）

### 第3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をいずれも満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日時点で多可町コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- (4) この公告の日以後に多可町指名停止基準（平成17年11月1日告示第74号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 平成23年4月1日から令和4年1月31日までの間に、他の地方公共団体から延床面積2,000㎡以上の社会教育施設の新築及び延床面積5,000㎡以上の小中学校の新築に係る基本構想、基本計画策定又は設計業務を完了した実績を有する者であること。
- (6) 本業務の管理技術者に一級建築士を配置できる者であること。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者であること。

#### 第4 日程

項 目	期 日	備 考
公告・募集開始	令和4年 2月 1日 (火)	
参加表明書提出期限	令和4年 2月10日 (木)	
第1次審査の結果の通知 (発送) [予定]	令和4年 2月16日 (水)	
質疑の受付期限 [予定]	令和4年 2月21日 (月)	E-mail
質疑回答期限	令和4年 2月25日 (金)	E-mail
企画提案書提出期限 [予定]	令和4年 3月 1日 (火)	
プレゼンテーション及びヒアリングの実施 [予定]	令和4年 3月 8日 (火)	
第2次審査の結果の通知 (発送) [予定]	令和4年 3月11日 (金)	

#### 第5 募集要項の公表

(1) 公表方法

本募集要項及び様式集については、多可町ホームページにおいて公表する。

(2) 公表日

令和4年2月1日 (火)

#### 第6 参加表明書の作成、提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 参加表明に必要な書類

- ア 参加表明書 (様式1号)
- イ 企業の概要 (様式2号)
- ウ 業務実績調書 (様式3号)
- エ 業務の実施体制 (1) (様式4号)
- オ 特筆すべき実績と本業務への活用方策 (様式5号)

(2) 資料記載上の留意事項

- ア 業務実績調書は、それを証する契約書等の写しを添付すること。
- イ 資格等を記載した場合は、それを証する資格者証の写しを添付すること。
- ウ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年2月10日 (木) 午後5時 (必着)
- イ 提出場所 第9の担当課
- ウ 提出部数 正本1部、副本9部 (様式1号以外は社名を伏せること。)

エ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便に限る。) すること。郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、提出期

限までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。

## 第7 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式8号）
- イ 業務提案書（様式9号）
- ウ 業務の実施体制（2）（様式10号）
- エ 見積書（様式11号）

### (2) 記載上の留意事項

書類作成に用いる言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

### (3) 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間及び受付方法並びにその回答方法

- ア 受付場所 第9の担当課
- イ 受付期限 令和4年2月21日（月）午後5時（必着）。なお、都合により変更する場合がありますので、変更する場合は、別途通知する。
- ウ 受付方法 原則としてE-mailによる。（様式14号）提出後、第9の担当課に着信等の確認を行うこと。
- エ 回答方法 質問に対する回答は、令和4年2月25日（金）までにE-mailにて回答する。

### (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年3月1日（火）午後5時（必着）。なお、都合により変更する場合がありますので、変更する場合は、別途通知する。
- イ 提出場所 第9の担当課
- ウ 提出部数 正本1部、副本9部（様式8号以外は社名を伏せること。複写可。）
  
- エ 提出方法 第6の（3）のエに同じ

## 第8 委託限度額

18,000,000円（消費税別）

## 第9 担当課

〒679-1114

兵庫県多可郡多可町中区岸上281-51

多可町健康福祉センター「アスパル」内

多可町役場 生涯学習課

TEL：0795-32-5122（直通） FAX：0795-32-1937

E-mail：newlife@town.taka.lg.jp

## 第10 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という）を以下のとおり、実施する。

- (1) 予定日 令和4年3月8日（火）（変更することがある。）
- (2) 場 所 多可町役場2階大会議室
- (3) 時 間 1者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- (4) 使用機器等  
プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは多可町が用意する。その他の物は提案者が準備すること。
- (5) その他  
当該業務に従事する管理技術者・主たる担当技術者が出席すること。企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

## 第11 審査方法

最優秀提案者の特定については以下に示す第1次審査と第2次審査をもって行う。

- (1) 第1次審査  
提出された参加表明書等の関係書類について、審査基準に基づき、多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策定業務選定委員会（以下「委員会」という。）が審査し、企画提案書の提出者を概ね5社程度選定する。審査の結果、順位が第5位に当たる者が複数ある場合は、第5位に当たる者全員を選定する。第1次審査の結果については、様式6号又は様式7号により参加表明書提出者に通知する。
- (2) 第2次審査  
企画提案書及びヒアリング時の説明・質疑応答の内容に基づいて、審査基準に基づき、委員会が審査を行い、最優秀提案者を特定する。  
特定結果は、様式12号又は様式13号により企画提案者に通知する。
- (3) 審査基準  
参加資格がある参加者について、次のとおり、審査項目を設定し審査を行う。

第1次審査

評価項目		評価内容		配点
1	参加表明者の業務実績、能力及び管理技術者の業務実績・能力	ア	参加表明者の業務実績件数	5
		イ	参加表明者の受賞実績件数	2
		ウ	管理技術者の業務実績件数	5
		エ	管理技術者の受賞実績件数	3
		オ	管理技術者の手持ち業務の状況	2
小計（最高点17点）				17
2	特筆すべき実績と本業務への活用方策	業務実績が十分生かされ、なおかつ本業務に有効な提案ができる。		8
	小計（最高点8点）			8
1次審査評価点（最高点25点）				25

第2次審査

評価項目		評価基準	配点
第1次審査評価 (25点)			25
業務の実施体制 (10点) 様式10	主たる担当技術者の 業務実績・能力	実績件数	5
		受賞実績件数	3
		手持ち業務の状況	2
業務提案書 (145点) 様式9(任意可) ※第2次審査の 評価項目に即し て作成すること	1. 実施方針	本業務の内容を理解し、業務にあたって必要と思われる手法や考え方、方向性等、経験を生かした実施方針となっているか。	20
	2. 業務スケジュール	本業務を円滑に進めるため、かつ段階的な履行目標を達成するための工程となっているか。	10
	3. 場所決定	当該施設の建設場所の決定方法、決定までのプロセスなどについての考え方。	20
	4. 配置計画	ゾーニングや全体のグランドデザインを意識した、施設間の調和や連携に対する考え方。	20
	5. 業務計画	供用開始予定・開校予定の時期を踏まえた、開館・開校までのスケジュールに対する考え方。	10
	6. 防災対策	過去の災害や浸水想定区域などから、安全で経済的な造成計画、排水計画、総合治水対策などの考え方。	25
	7. 施設規模及びコスト	効果的で効率的な運営ができる規模の提案や建築物の質を保ちつつ建設コストを抑制するための考え方。	20
	8. 将来配置計画	将来的な小中連携を想定し、小学校校舎・屋内外運動場・プール等の配置等の考え方。	20
見積書 (20点) 様式11号	提案価格	提案内容と提示された見積金額に妥当性があるか。	20
合 計			200

(4) 非選定（特定）理由の説明

選定（特定）されなかった者は、「第 11 の(1)及び(2)」において通知をした日の翌日から起算して5日以内に、次に定めるところにより、非選定（特定）理由について町長に説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式は自由とする。ただし、A4縦型に横書きとする。

イ 提出場所 第9の事務局

ウ 提出方法 第6の(3)のエに同じ

(5) 非選定（特定）理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により行う。

## 第12 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 第13 契約の締結

第11により最優秀提案者として特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、第11の評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

## 第14 留意事項等

(1) 留意事項

- ①提出された書類の著作権は、書類を作成した参加者に帰属する。
- ②本プロポーザルに参加するための費用は参加者の負担とする。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書、企画提案書に記載された配置予定担当者の変更は、原則認めない。
- ⑤参加表明書の提出後に本プロポーザルの参加を取り下げ場合は、速やかに連絡するとともに文書で多可町長に通知すること。
- ⑥提出された書類は、最優秀提案者の特定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、特定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- ⑦提出された書類は、個人情報に係る部分を除いて、参加者の了解を得ることなく、公表する場合がある。また、提案書に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。